

# 2023 年度版

## オリエンテーション勧誘規定

2023/03/10

### 1. 規定の効力

この規定は2023年度オリエンテーションにおける新入生に対する勧誘活動について規定するものであり、その管理はオリエンテーション実行委員会本部（以下本部）が権限を持つ。本規定の効力はオリエンテーション期間（4/1～4/7）とする。

特に団体勧誘期間（4/4 終日および 4/5 終日）中の注意事項を以下に示す。

すべての団体は、オリエンテーション期間中はこの規定にしたがって勧誘活動を実施する。

守らない場合は「5.罰則」に基づき罰則を命ずる。

全ての団体は大学の規約・自治会規約・各部会規則を前提に活動すること。違反があればそれぞれの処分を受ける。

### 2. 勧誘についての禁止・制限事項

オリエンテーションの団体責任者申込書を提出していない団体は、オリエンテーション期間中における勧誘を禁止する。

#### 2.1 勧誘場所について

- ・自団体の勧誘ブースのある教室内において勧誘活動を可能とする。
- ・教室外においては
  - 1号館(1204~1206)、2号館5F~10F、3号館（学生食堂を除く）5号館(3F~5F)でのみ勧誘活動を可能とする。
  - ・別途許可を得た団体は定められた時間内で 3号館(体育館、武道場)、防音教室で勧誘活動を可能とする。
  - ・通行の多い場所（階段、出入り口、エスカレーター付近など）  
1号館と3号館をつなぐブリッジ（Sブリッジ、Nブリッジ）  
1号館と5号館をつなぐブリッジ上  
自団体の勧誘ブース以外の教室での勧誘を禁止する。
- ・新入生を部室棟、アネックスに入れてはならない。
- ・本部および各部会本部から振り分けられた勧誘教室以外にブースを設けての勧誘をしてはならない。
- ・教室内外において常に人がすれ違える程度の通路を確保すること。

## 2.2 勧誘教室内の規定について

- ・勧誘活動時間内は、勧誘ブースになるべく一人以上待機すること。
- ・勧誘ブース内の貴重品は自分で管理すること。
- ・飲食は食堂、ラウンジ、大学外にて行うこと。（飲み物を教室内で飲む場合はキャップ付きのものに限る。）
- ・ブースで勧誘する人数は1団体10名以下とすること。
- ・机、椅子を動かす前に事前に教室内の写真を撮影すること。  
（教室の前方向、後ろ方向、横方向の最低三か所。机、椅子の動かす前の状態がわかるように撮影すること。）
- ・ブースの配置は、後日配布の資料に則ったものとする。
- ・床・壁・机・椅子に直接使用できるテープ類はマスキングテープ又はドラフティングテープに限定する。
- ・ブース内での楽器等の音出しは原則禁止とする。（防音教室を除く）
- ・電力の使用は制限しないが、極力節電に配慮し使用すること。
- ・机・椅子の移動の際は床・壁を傷つけないよう注意して運ぶこと。
- ・展示部屋内の壁・床等は汚さないようにすること。
- ・教室内の備品等を破損させた場合は直ちにオリエンテーション実行委員会に報告する。  
（状況に応じて団体が費用を負担する。）
- ・オリエンテーション実行員会は自治会執行委員会の勧誘ブースか勧誘取り締まりの腕章をつけ巡回している。

## 2.3 勧誘の際の配布物・掲示物について

- ・ビラ配布は手渡しで行い、床などに散らばることのないようにすること。
- ・勧誘活動上において、委員会活動、部活動、学術研究についての資料以外の物品（講義資料・過去問題、飲食物など）や金銭（金券・電子マネー・クーポン等を含む）を利用しての勧誘活動をしてはならない。
- ・ビラ・ポスター・手持ち看板は「4. 配布物・掲示物による勧誘の規定」に沿っていない場合はこちらの判断で強制的に回収、破棄する。
- ・ポスター掲示可能場所は2号館2階の指定された場所、および勧誘教室内、2号館5階～10階の学生掲示板に限る。
- ・ビラは無理やり渡さず、最大限新生に配慮した形をとる。
- ・一度にビラ配布をすることができる人数は1団体につき2人までとする。

## 2.4 その他諸注意について

- ・ 新入生に対して、強引または強制的な勧誘（囲いこみなど）をしてはならない。
- ・ 学力調査やガイダンス（学科行事・健康診断・行事進行など）の妨げとなる勧誘活動をしてはならない。
- ・ 非常口・非常階段・消防設備（消火器・消火栓）・避難器具等の周辺に物を置くといった行為は禁止とする。
- ・ 大学内での喫煙・飲酒・火気の使用は禁止とすること。
- ・ 服装は常識の範囲内で原則自由。ただしマスクの着用は必須とする。
- ・ SNSの勧誘活動において、個人のアカウントで勧誘活動してはならない。  
ただし、団体で作成したものについては使用可能とする。
- ・ SNS上でのトラブルについては本部では一切の関与をしない。
- ・ オリエンテーション期間後、団体で企画を行い新入生を勧誘することは許可するがオリエンテーション実行委員会は一切の責任を負わない。

## 3. オリエンテーション後の準備・片付けについて

- ・ ポスター・ビラの後片付けは団体が責任を持って行うこと。
- ・ 「2.2」の教室の写真を撮ったものを見ながら教室をもとに戻すこと。
- ・ 勧誘教室は、その教室に勧誘ブースを置いていた団体で協力して机椅子を動かす前の元の状態に戻すこと。
- ・ ごみは各自で拾い床などに散らばっていない状態にすること。
- ・ ごみは分別して片付けること。
- ・ 前日準備においては、21時までには完全撤収する。
- ・ 勧誘ブースを利用する団体は机椅子を元の状態に戻した上で17時までには完全撤収する。  
完全撤収の間に合わない場合は違反書を3枚課し、来年度の勧誘活動に参加を認めない。

## 4. 配布物・掲示物による勧誘の規定

### [1] ビラ配布

- ・ 原本を一度オリエンテーション実行委員会に提出し、捺印されたものを印刷して使用すること。
- ・ 規格は A5判（148mm×210mm） で縦横は自由とする。
- ・ 押印しやすいよう右下に縦50mm×横50mmのスペースを確保すること。
- ・ 内容は後日配布する作成上の注意点に則ったものとする。
- ・ 角印が押してあるビラのコピーは自由とするが、縮尺を変更することは認めない。
- ・ 発行団体名を明記すること。

- ・新入生の勧誘のみを目的とし、その他の目的での配布は認めない。
- ・オリエンテーション実行委員会本部の角印が写っている物のみ配布を許可する。
- ・両面も可とするが、その場合は両面に押印できるようスペースを確保すること。

## [2] 勧誘ポスター

- ・原本を一度オリエンテーション実行委員会に提出し、捺印されたものを印刷して使用すること。
- ・規格はA4判(297mm×210mm)で縦のみとする。
- ・内容は後日配布する作成上の注意点に則ったものとする。
- ・発行団体名を明記すること。
- ・新入生の勧誘のみを目的とし、その他の目的での掲示は認めない。
- ・オリエンテーション実行委員会本部の角印が写っている物のみ掲示を許可する。
- ・押印しやすいように右下に縦50mm×横50mmのスペースを確保すること。

## [3] 勧誘用手持ち看板

- ・原本を一度オリエンテーション実行委員会に提出し、捺印されたものを印刷して使用すること。
- ・規格はA2判(420mm×594mm)以下とする。
- ・持ち手は規格に含めないが、勧誘活動時に他団体の活動・学生の通行の妨げにならない程度にすること。
- ・内容は後日配布する作成上の注意点に則るものとする。
- ・オリエンテーション当日に本部の者が規定に則っているか確認する。
- ・使用団体名を明記すること。
- ・新入生の勧誘のみを目的とし、その他の目的での使用は認めない。
- ・オリエンテーション実行委員会本部の角印が写っている物のみ使用を許可する。
- ・押印しやすいように右下に縦50mm×横50mmのスペースを確保すること。

## 5 罰則

以下の状況において違反書を与える。

- 1)規定に反した勧誘、また悪質である勧誘が見受けられた場合。
- 2)規定が守られていないビラや看板を勧誘に使用している場合。
- 3)規定が守られていないポスターが掲示されている場合。

該当する配布物は本部が破棄する。

- ・オリエンテーション期間に警告書が1団体で合計3枚となった場合には、勧誘活動を禁止とする。
- ・Web上(SNS・メールなど)での勧誘についても、内容によっては警告の対象となる場合がある。